

意見書案第3号

東京電力福島第一原子力発電所事故による営業損害賠償の継続を 求める意見書

経済産業省資源エネルギー庁と東京電力は、平成26年12月25日、福島県商工会連合会への説明会で、東京電力福島第一原子力発電所事故による営業損害賠償について、事故から5年となる平成28年2月分で終了するとの「素案」を明らかにした。

しかしながら、原子力発電所事故に伴う営業損害賠償の終期の判断については、中間指針第2次追補において「基本的には被害者が従来と同じ又は同等の営業活動を営むことが可能となった日を終期とすることが合理的である」とされており、また、風評被害に対しても、中間指針において「客観的な統計データ等を参照しつつ、取引数量・価格の状況、具体的な買い控え等の発生状況、当該商品又はサービスの特性等を勘案し、個々の事情に応じて合理的に判断することが適当である」と示したうえで、その終期については一律に示すことは困難であるとしている。

さらには、原発事故現場は、現在も高濃度放射線のために核燃料がどのような状況にあるのかさえもつかめず、事故の収束には程遠い状況にあることから、廃炉に向けた作業は、長期間困難が伴うものとなることは十分に想定され、福島県内の各産業に一定期間、風評被害が継続することは明らかである。

そうした状況にあるにもかかわらず、今回示された「素案」では、事業環境の回復が確認できる業種・業態があることを理由に農林漁業者を除く商工業者への損害賠償を打ち切る考えが示された。1年以内に風評被害が皆無になる見通しが全く立たないにもかかわらず、損害賠償を打ち切ることは到底納得のいくものではない。

よって、政府においては、平成28年2月分をもって、損害賠償を終了するという方針を示した「素案」を撤回し、個々の事業者の実態に見合った営業損害賠償を引き続き継続することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月19日

内閣総理大臣	安倍	晋三	様
財務大臣	麻生	太郎	様
経済産業大臣	宮沢	洋一	様

白河市議会議長
須藤 博 之

